

国税に対する要望との対比表

府省庁名：厚生労働省

国 税 に 対 す る 要 望 (所 得 税 ・ 法 人 税 に 係 る も の)			地 方 税 に 対 す る 要 望					
要望 番号	要 望 項 目 名	要 望 税 目	対 応 す る 要 望 の 有 無	「対応する要望の有無」が○の場合		「対応する要望の有無」が×の場合		
				要望 番号	要 望 項 目 名	地 方 税 に 対 す る 要 望 を し な い 理 由 (対 応 す る 要 望 が な い 場 合)		
例 1	〇〇に関する特別償却措置の創設	所得税	○	個人住民税	×		特別償却のみの要望であるため。	
		法人税	○	法人住民税	×		特別償却のみの要望であるため。	
				法人事業税	×		特別償却のみの要望であるため。	
例 2	〇〇を取得した場合の特別償却 又は税額の特別控除	所得税	○	個人住民税	×		地方税については税額控除を要望せず、特別 償却のみを要望するものであるため。	
		法人税	○	法人住民税	○	1	〇〇を取得した場合の特別償却 又は税額の特別控除	
				法人事業税	○	1	〇〇を取得した場合の特別償却 又は税額の特別控除	
1	セルフメディケーション推進の ための一般用医薬品等に関する 所得控除制度の創設	所得税	○	個人住民税	○	1	セルフメディケーション推進のための一般 用医薬品等に関する所得控除制度の創設	
		法人税		法人住民税				
				法人事業税				
2	個人の健康増進・疾病予防の推 進のための所得控除制度の創設	所得税	○	個人住民税	○	3	個人の健康増進・疾病予防の推進のための 所得控除制度の創設	
		法人税		法人住民税				
				法人事業税				
4	地方公共団体が医学生等に貸与 した修学等資金に係る債務免除 益の非課税措置の創設	所得税	○	個人住民税	○	5	地方公共団体が医学生等に貸与した修学等 資金に係る債務免除益の非課税措置の創設	
		法人税		法人住民税				
				法人事業税				
6	社会医療法人の認定取消しに係 る一括課税の見直し等の医療法 人制度改革に伴う税制上の所要 の措置	所得税		個人住民税				
		法人税	○	法人住民税	○	10	社会医療法人の認定取消しに係る一括課税 の見直し等の医療法人制度改革に伴う税制 上の所要の措置	
				法人事業税	○	10	社会医療法人の認定取消しに係る一括課税 の見直し等の医療法人制度改革に伴う税制 上の所要の措置	
7	医療機関の設備投資に関する特 例措置特別償却制度の創設	所得税	○	個人住民税	×			個人住民税の税額控除は要望対象外のため
		法人税	○	法人住民税	○	11	医療機関の設備投資に関する特例措置特別 償却制度の創設	
				法人事業税	○	11	医療機関の設備投資に関する特例措置特別 償却制度の創設	
8	特定B型肝炎ウイルス感染者給 付金等に係る非課税措置等の拡 充及び延長	所得税	○	個人住民税	○	13	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等に係 る非課税措置の拡充及び延長	
		法人税		法人住民税				
				法人事業税				

国 税 に 対 す る 要 望 (所 得 税 ・ 法 人 税 に 係 る も の)				地 方 税 に 対 す る 要 望				
要 望 番 号	要 望 項 目 名	要 望 税 目	対 応 す る 要 望 の 有 無	「 対 応 す る 要 望 の 有 無 」 が ○ の 場 合		「 対 応 す る 要 望 の 有 無 」 が × の 場 合		
				要 望 番 号	要 望 項 目 名	地 方 税 に 対 す る 要 望 を し な い 理 由 (対 応 す る 要 望 が な い 場 合)		
9	子 育 て 支 援 に 要 す る 費 用 に 係 る 税 制 措 置 の 創 設	所 得 税	○	個 人 住 民 税	○	19	子 育 て 支 援 に 要 す る 費 用 に 係 る 税 制 措 置 の 創 設	
		法 人 税		法 人 住 民 税				
				法 人 事 業 税				
10	ひ と り 親 家 庭 へ の 支 援 の 充 実 等 に 伴 う 税 制 上 の 所 要 の 措 置	所 得 税	○	個 人 住 民 税	○	20	ひ と り 親 家 庭 へ の 支 援 の 充 実 等 に 伴 い 必 要 な 税 制 上 の 所 要 の 措 置	
		法 人 税		法 人 住 民 税	○	20	ひ と り 親 家 庭 へ の 支 援 の 充 実 等 に 伴 い 必 要 な 税 制 上 の 所 要 の 措 置	
				法 人 事 業 税	○	20	ひ と り 親 家 庭 へ の 支 援 の 充 実 等 に 伴 い 必 要 な 税 制 上 の 所 要 の 措 置	
24	サ ー ビ ス 付 き 高 齢 者 向 け 住 宅 の 割 増 償 却 の 延 長	所 得 税	○	個 人 住 民 税	×			特 別 償 却 の み の 要 望 で あ る た め。
		法 人 税		法 人 住 民 税	×			特 別 償 却 の み の 要 望 で あ る た め。
				法 人 事 業 税	×			特 別 償 却 の み の 要 望 で あ る た め。
12	戦 傷 病 者 等 の 妻 に 対 す る 特 別 給 付 金 に 関 す る 非 課 税 措 置 及 び 差 押 禁 止 措 置 の 存 続	所 得 税	○	個 人 住 民 税	○	16	戦 傷 病 者 等 の 妻 に 対 す る 特 別 給 付 金 に 関 す る 非 課 税 措 置 及 び 差 押 禁 止 措 置 の 存 続	
		法 人 税		法 人 住 民 税				
				法 人 事 業 税				
13	障 害 者 総 合 支 援 法 の 見 直 し 等 に 伴 う 税 制 上 の 所 要 の 措 置	所 得 税	○	個 人 住 民 税	○	19	障 害 者 総 合 支 援 法 の 見 直 し 等 に 伴 う 税 制 上 の 所 要 の 措 置	
		法 人 税		法 人 住 民 税	○	19	障 害 者 総 合 支 援 法 の 見 直 し 等 に 伴 う 税 制 上 の 所 要 の 措 置	
				法 人 事 業 税	○	19	障 害 者 総 合 支 援 法 の 見 直 し 等 に 伴 う 税 制 上 の 所 要 の 措 置	
14	協 同 組 合 の 特 性 を 踏 ま え た 法 人 税 に 係 る 軽 減 税 率 の 引 下 げ	所 得 税		個 人 住 民 税				
		法 人 税		法 人 住 民 税	○	18	協 同 組 合 の 特 性 を 踏 ま え た 法 人 税 に 係 る 軽 減 税 率	
				法 人 事 業 税	×			課 税 標 準 の 算 定 に 含 ま れ ず、税 収 に 影 響 を 与 え な い た め
14	国 家 戦 略 特 別 区 域 限 定 保 育 士 資 格 の 創 設 に 伴 う 税 制 上 の 所 要 の 措 置	所 得 税	○	個 人 住 民 税	×			課 税 標 準 の 算 定 に 含 ま れ ず、税 収 に 影 響 を 与 え な い た め
		法 人 税		法 人 住 民 税	×			課 税 標 準 の 算 定 に 含 ま れ ず、税 収 に 影 響 を 与 え な い た め
				法 人 事 業 税	×			課 税 標 準 の 算 定 に 含 ま れ ず、税 収 に 影 響 を 与 え な い た め
15	雇 用 者 の 数 が 増 加 し た 場 合 の 法 人 税 額 の 特 別 控 除 の 延 長 等	所 得 税	○	個 人 住 民 税	×	21		個 人 住 民 税 の 税 額 控 除 は 要 望 対 象 外 の た め
		法 人 税		法 人 住 民 税	○	21	雇 用 者 の 数 が 増 加 し た 場 合 の 法 人 税 額 の 特 別 控 除 の 延 長 等	
				法 人 事 業 税	×			課 税 標 準 の 算 定 に 含 ま れ ず、税 収 に 影 響 を 与 え な い た め
16	職 業 能 力 開 発 に 係 る 特 定 支 出 控 除 の 範 囲 の 拡 大	所 得 税	○	個 人 住 民 税	○	22	職 業 能 力 開 発 に 係 る 特 定 支 出 控 除 の 範 囲 の 拡 大	
		法 人 税		法 人 住 民 税				
				法 人 事 業 税				
17	障 害 者 を 多 数 雇 用 す る 場 合 の 機 械 等 の 割 増 償 却 制 度 の 適 用 期 限 の 延 長	所 得 税	○	個 人 住 民 税	×			特 別 償 却 の み の 要 望 で あ る た め。
		法 人 税		法 人 住 民 税	×			特 別 償 却 の み の 要 望 で あ る た め。
				法 人 事 業 税	×			特 別 償 却 の み の 要 望 で あ る た め。
18	雇 用 保 険 制 度 の 見 直 し 等 に 伴 う 税 制 上 の 所 要 の 措 置	所 得 税	○	個 人 住 民 税	○	23	雇 用 保 険 制 度 の 見 直 し 等 に 伴 う 税 制 上 の 所 要 の 措 置	
		法 人 税		法 人 住 民 税				
				法 人 事 業 税				
21	確 定 給 付 企 業 年 金 の 弾 力 的 な 運 営 等 に 係 る 税 制 上 の 所 要 の 措 置	所 得 税	○	個 人 住 民 税	○	24	確 定 給 付 企 業 年 金 の 弾 力 的 な 運 営 等 に 係 る 税 制 上 の 所 要 の 措 置	
		法 人 税		法 人 住 民 税	○	24	確 定 給 付 企 業 年 金 の 弾 力 的 な 運 営 等 に 係 る 税 制 上 の 所 要 の 措 置	
				法 人 事 業 税	○	24	確 定 給 付 企 業 年 金 の 弾 力 的 な 運 営 等 に 係 る 税 制 上 の 所 要 の 措 置	

国 税 に 対 す る 要 望 (所 得 税 ・ 法 人 税 に 係 る も の)				地 方 税 に 対 す る 要 望				
要 望 番 号	要 望 項 目 名	要 望 税 目	対 応 す る 要 望 の 有 無		「 対 応 す る 要 望 の 有 無 」 が ○ の 場 合		「 対 応 す る 要 望 の 有 無 」 が × の 場 合	
					要 望 番 号	要 望 項 目 名	地 方 税 に 対 す る 要 望 を し な い 理 由 (対 応 す る 要 望 が な い 場 合)	
19	年 金 積 立 金 管 理 運 用 独 立 行 政 法 人 の ガ バ ナ ン ス 体 制 の 見 直 し に 伴 う 税 制 上 の 所 要 の 措 置	所 得 税	○	個 人 住 民 税	×		法 人 が 支 払 い を 受 け る 利 子 に か か る 住 民 税 (利 子 割) は 平 成 28 年 1 月 に 廃 止 予 定 の た め	
		法 人 税	○	法 人 住 民 税	○	25	年 金 積 立 金 管 理 運 用 独 立 行 政 法 人 の ガ バ ナ ン ス 体 制 の 見 直 し に 伴 う 税 制 上 の 所 要 の 措 置	
				法 人 事 業 税	○	25	年 金 積 立 金 管 理 運 用 独 立 行 政 法 人 の ガ バ ナ ン ス 体 制 の 見 直 し に 伴 う 税 制 上 の 所 要 の 措 置	
22	交 際 費 課 税 の 特 例 措 置 の 延 長	所 得 税		個 人 住 民 税				
		法 人 税	○	法 人 住 民 税	○	26	交 際 費 課 税 の 特 例 措 置 の 延 長	
				法 人 事 業 税	○	26	交 際 費 課 税 の 特 例 措 置 の 延 長	
25	少 額 取 得 価 額 の 資 産 に 係 る 減 価 償 却 に お け る 損 金 算 入 の 特 例 措 置 の 延 長	所 得 税		個 人 住 民 税				
		法 人 税	○	法 人 住 民 税	×		特 別 償 却 の み の 要 望 で あ る た め。	
				法 人 事 業 税	×		特 別 償 却 の み の 要 望 で あ る た め。	
20	公 害 防 止 用 設 備 に 係 る 特 例 措 置 の 延 長	所 得 税		個 人 住 民 税				
		法 人 税	○	法 人 住 民 税	×		特 別 償 却 の み の 要 望 で あ る た め。	
				法 人 事 業 税	×		特 別 償 却 の み の 要 望 で あ る た め。	

国 税 に 対 す る 要 望 (所 得 税 ・ 法 人 税 に 係 る も の)				地 方 税 に 対 す る 要 望			
要 望 番 号	要 望 項 目 名	要 望 税 目	対 応 す る 要 望 の 有 無	「 対 応 す る 要 望 の 有 無 」 が ○ の 場 合		「 対 応 す る 要 望 の 有 無 」 が × の 場 合	
				要 望 番 号	要 望 項 目 名	地 方 税 に 対 す る 要 望 を し な い 理 由 (対 応 す る 要 望 が な い 場 合)	
23	地 方 拠 点 強 化 税 制 と 所 得 拡 大 促 進 税 制 の 併 用 解 除 (P)	所 得 税	○	個 人 住 民 税	×		課 税 標 準 の 算 定 に 含 ま れ ず 、 税 収 に 影 響 を 与 え な い た め
		法 人 税	○	法 人 住 民 税	○	29 地 方 拠 点 強 化 税 制 と 所 得 拡 大 促 進 税 制 の 併 用 解 除 (P)	
				法 人 事 業 税	×		
27	エ ネ ル ギ ー 環 境 負 荷 低 減 推 進 設 備 等 を 取 得 し た 場 合 の 特 例 措 置 の 適 用 期 限 の 延 長 (グ リ ー ン 投 資 減 税)	所 得 税	○	個 人 住 民 税	○	31 エ ネ ル ギ ー 環 境 負 荷 低 減 推 進 設 備 等 を 取 得 し た 場 合 の 特 例 措 置 の 適 用 期 限 の 延 長 (グ リ ー ン 投 資 減 税)	
		法 人 税	○	法 人 住 民 税	○	31 エ ネ ル ギ ー 環 境 負 荷 低 減 推 進 設 備 等 を 取 得 し た 場 合 の 特 例 措 置 の 適 用 期 限 の 延 長 (グ リ ー ン 投 資 減 税)	
				法 人 事 業 税	○	31 エ ネ ル ギ ー 環 境 負 荷 低 減 推 進 設 備 等 を 取 得 し た 場 合 の 特 例 措 置 の 適 用 期 限 の 延 長 (グ リ ー ン 投 資 減 税)	

(記 入 に 関 す る 注 意 点)

- ・ 国 税 の 要 望 の う ち 、 所 得 税 ・ 法 人 税 に 関 す る も の に つ い て 全 て 記 入 し 、 該 当 す る 税 目 欄 に 「 ○ 」 を 付 け る こ と 。
- ・ 国 税 の 要 望 に 対 応 す る 地 方 税 の 要 望 の 有 無 に つ い て 、 該 当 す る 税 目 欄 に 「 ○ 」 を 付 け る こ と 。
- ・ 所 得 税 の 要 望 と 対 応 す る 個 人 住 民 税 の 要 望 が な い 場 合 、 及 び 法 人 税 の 要 望 と 対 応 す る 法 人 住 民 税 及 び 法 人 事 業 税 の 要 望 が な い 場 合 は 、 そ の 理 由 を 明 記 す る こ と 。
- ・ 所 得 税 ・ 法 人 税 の 要 望 内 容 に 変 更 が 生 じ た 場 合 等 で 本 表 の 修 正 が 必 要 と な る と き は 、 修 正 の 上 速 や か に 提 出 す る こ と 。
- ・ 本 表 が 2 枚 以 上 に わ た る 場 合 に は 、 右 下 に ペ ー ジ を 付 す こ と 。

国税に対する要望との対比表

府省庁名：厚生労働省

国税に対する要望 (所得税・法人税に係るもの)				地方税に対する要望				
要望番号	要望項目名	要望税目	対応する要望の有無	「対応する要望の有無」が○の場合		「対応する要望の有無」が×の場合		
				要望番号	要望項目名	地方税に対する要望をしない理由 (対応する要望がない場合)		
1	セルフメディケーション推進のための一般用医薬品等に関する所得控除制度の創設	所得税	○	個人住民税	○	1	セルフメディケーション推進のための一般用医薬品等に関する所得控除制度の創設	
		法人税		法人住民税				
				法人事業税				
3	個人の健康増進・疾病予防の推進のための所得控除制度の創設	所得税	○	個人住民税	○	3	個人の健康増進・疾病予防の推進のための所得控除制度の創設	
		法人税		法人住民税				
				法人事業税				
4	地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益の非課税措置の創設	所得税	○	個人住民税	○	4	地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益の非課税措置の創設	
		法人税		法人住民税				
				法人事業税				
6	社会医療法人の認定取消しに係る一括課税の見直し等の医療法人制度改革に伴う税制上の所要の措置	所得税		個人住民税				
		法人税	○	法人住民税	○	6	社会医療法人の認定取消しに係る一括課税の見直し等の医療法人制度改革に伴う税制上の所要の措置	
				法人事業税	○	6	社会医療法人の認定取消しに係る一括課税の見直し等の医療法人制度改革に伴う税制上の所要の措置	
7	医療機関の設備投資に関する特例措置の創設	所得税	○	個人住民税	×			個人住民税の税額控除は要望対象外のため
		法人税		法人住民税	○	7	医療機関の設備投資に関する特例措置の創設	
				法人事業税	○	7	医療機関の設備投資に関する特例措置の創設	
9	ひとり親家庭への支援の充実等に伴う税制上の所要の措置	所得税	○	個人住民税	○	9	ひとり親家庭への支援の充実等に伴う税制上の所要の措置	
		法人税	○	法人住民税	○	9	ひとり親家庭への支援の充実等に伴う税制上の所要の措置	
				法人事業税	○	9	ひとり親家庭への支援の充実等に伴う税制上の所要の措置	
10	障害者総合支援法の見直し等に伴う税制上の所要の措置	所得税	○	個人住民税	○	10	障害者総合支援法の見直し等に伴う税制上の所要の措置	
		法人税	○	法人住民税	○	10	障害者総合支援法の見直し等に伴う税制上の所要の措置	
				法人事業税	○	10	障害者総合支援法の見直し等に伴う税制上の所要の措置	
11	年金積立金管理運用独立行政法人のガバナンス体制の見直しに伴う税制上の所要の措置	所得税	○	個人住民税	×			法人が支払いを受ける利子にかかる住民税(利子割)は平成28年1月に廃止予定のため
		法人税	○	法人住民税	○	11	年金積立金管理運用独立行政法人のガバナンス体制の見直しに伴う税制上の所要の措置	
				法人事業税	○	11	年金積立金管理運用独立行政法人のガバナンス体制の見直しに伴う税制上の所要の措置	
15	協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率の引下げ	所得税		個人住民税				
		法人税	○	法人住民税	○	15	協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率	
				法人事業税	×			課税標準の算定に含まれず、税収に影響を与えないため
16	職業能力開発に係る特定支出控除の範囲の拡大	所得税	○	個人住民税	○	16	職業能力開発に係る特定支出控除の範囲の拡大	
		法人税		法人住民税				
				法人事業税				
17	雇用保険制度の見直しに伴う税制上の所要の措置	所得税	○	個人住民税	○	17	雇用保険制度の見直しに伴う税制上の所要の措置	
		法人税		法人住民税				
				法人事業税				
18	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等に係る非課税措置等の拡充及び延長	所得税	○	個人住民税	○	18	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等に係る非課税措置の拡充及び延長	
		法人税		法人住民税				
				法人事業税				

国 税 に 対 す る 要 望 (所 得 税 ・ 法 人 税 に 係 る も の)			地 方 税 に 対 す る 要 望				
要 望 番 号	要 望 項 目 名	要 望 税 目	対 応 す る 要 望 の 有 無	「 対 応 す る 要 望 の 有 無 」 が ○ の 場 合		「 対 応 す る 要 望 の 有 無 」 が × の 場 合	
				要 望 番 号	要 望 項 目 名	地 方 税 に 対 す る 要 望 を し な い 理 由 (対 応 す る 要 望 が な い 場 合)	
20	雇 用 者 の 数 が 増 加 し た 場 合 の 法 人 税 額 の 特 別 控 除 の 延 長	所 得 税	○	個 人 住 民 税	×	20	個 人 住 民 税 の 税 額 控 除 は 要 望 対 象 外 の た め
		法 人 税	○	法 人 住 民 税	○	20	雇 用 者 の 数 が 増 加 し た 場 合 の 法 人 税 額 の 特 別 控 除 の 延 長
				法 人 事 業 税	×		課 税 標 準 の 算 定 に 含 ま れ ず 、 税 収 に 影 響 を 与 え な い た め
21	交 際 費 課 税 の 特 例 措 置 の 延 長	所 得 税		個 人 住 民 税			
		法 人 税	○	法 人 住 民 税	○	21	交 際 費 課 税 の 特 例 措 置 の 延 長
				法 人 事 業 税	○	21	交 際 費 課 税 の 特 例 措 置 の 延 長
22	公 害 防 止 用 設 備 に 係 る 特 例 措 置 の 延 長	所 得 税		個 人 住 民 税			
		法 人 税	○	法 人 住 民 税	×		特 別 償 却 と 固 定 資 産 税 の み の 要 望 で あ る た め
				法 人 事 業 税	×		特 別 償 却 と 固 定 資 産 税 の み の 要 望 で あ る た め
25	職 傷 病 者 等 の 妻 に 対 す る 特 別 給 付 金 に 関 す る 非 課 税 措 置 及 び 差 押 禁 止 措 置 の 存 続	所 得 税	○	個 人 住 民 税	○	25	職 傷 病 者 等 の 妻 に 対 す る 特 別 給 付 金 に 関 す る 非 課 税 措 置 及 び 差 押 禁 止 措 置 の 存 続
		法 人 税		法 人 住 民 税			
				法 人 事 業 税			
27	子 育 て 支 援 に 要 す る 費 用 に 係 る 税 制 措 置 の 創 設	所 得 税	○	個 人 住 民 税	○	27	子 育 て 支 援 に 要 す る 費 用 に 係 る 税 制 措 置 の 創 設
		法 人 税		法 人 住 民 税			
				法 人 事 業 税			
28	確 定 給 付 企 業 年 金 の 弾 力 的 な 運 営 等 に 係 る 税 制 上 の 所 要 の 措 置	所 得 税	○	個 人 住 民 税	○	28	確 定 給 付 企 業 年 金 の 弾 力 的 な 運 営 等 に 係 る 税 制 上 の 所 要 の 措 置
		法 人 税	○	法 人 住 民 税	○	28	確 定 給 付 企 業 年 金 の 弾 力 的 な 運 営 等 に 係 る 税 制 上 の 所 要 の 措 置
				法 人 事 業 税	○	28	確 定 給 付 企 業 年 金 の 弾 力 的 な 運 営 等 に 係 る 税 制 上 の 所 要 の 措 置
29	エ ネ ル ギ ー 環 境 負 荷 低 減 推 進 設 備 等 を 取 得 し た 場 合 の 特 例 措 置 の 適 用 期 限 の 延 長 (グ リ ー ン 投 資 減 税)	所 得 税	○	個 人 住 民 税	×		個 人 住 民 税 の 税 額 控 除 は 要 望 対 象 外 の た め
		法 人 税	○	法 人 住 民 税	○	29	エ ネ ル ギ ー 環 境 負 荷 低 減 推 進 設 備 等 を 取 得 し た 場 合 の 特 例 措 置 の 適 用 期 限 の 延 長 (グ リ ー ン 投 資 減 税)
				法 人 事 業 税	○	29	エ ネ ル ギ ー 環 境 負 荷 低 減 推 進 設 備 等 を 取 得 し た 場 合 の 特 例 措 置 の 適 用 期 限 の 延 長 (グ リ ー ン 投 資 減 税)
-	保 育 所 等 を 経 営 す る 社 会 福 祉 法 人 に 係 る 寄 附 税 制 の 拡 充	所 得 税	○	個 人 住 民 税	×		所 得 税 の 所 得 控 除 に 対 す る 要 望 で あ る た め (個 人 住 民 税 の 税 額 控 除 は 要 望 対 象 外)
-	サ ー ビ ス 付 き 高 齢 者 向 け 住 宅 の 割 増 償 却 の 延 長	所 得 税	○	個 人 住 民 税	×		特 別 償 却 の み の 要 望 で あ る た め
		法 人 税	○	法 人 住 民 税	×		特 別 償 却 の み の 要 望 で あ る た め
				法 人 事 業 税	×		特 別 償 却 の み の 要 望 で あ る た め
-	障 害 者 を 多 数 雇 用 す る 場 合 の 機 械 等 の 割 増 償 却 制 度 の 適 用 期 限 の 延 長	所 得 税	○	個 人 住 民 税	×		特 別 償 却 の み の 要 望 で あ る た め
		法 人 税	○	法 人 住 民 税	×		特 別 償 却 の み の 要 望 で あ る た め
				法 人 事 業 税	×		特 別 償 却 の み の 要 望 で あ る た め
-	中 小 企 業 者 等 の 少 額 減 価 償 却 資 産 の 取 得 価 額 の 損 金 算 入 の 特 例 措 置 の 延 長	所 得 税	○	個 人 住 民 税	×		特 別 償 却 の み の 要 望 で あ る た め
		法 人 税	○	法 人 住 民 税	×		特 別 償 却 の み の 要 望 で あ る た め
				法 人 事 業 税	×		特 別 償 却 の み の 要 望 で あ る た め

(記 入 に 関 す る 注 意 点)

- ・ 国 税 の 要 望 の う ち 、 所 得 税 ・ 法 人 税 に 関 す る も の に つ い て 全 て 記 入 し 、 該 当 す る 税 目 欄 に 「 ○ 」 を 付 け る こ と
- ・ 国 税 の 要 望 に 対 応 す る 地 方 税 の 要 望 の 有 無 に つ い て 、 該 当 す る 税 目 欄 に 「 ○ 」 を 付 け る こ と
- ・ 所 得 税 の 要 望 と 対 応 す る 個 人 住 民 税 の 要 望 が な い 場 合 、 及 び 法 人 税 の 要 望 と 対 応 す る 法 人 住 民 税 及 び 法 人 事 業 税 の 要 望 が な い 場 合 は 、 そ の 理 由 を 明 記 す る こ と
- ・ 所 得 税 ・ 法 人 税 の 要 望 内 容 に 変 更 が 生 じ た 場 合 等 で 本 表 の 修 正 が 必 要 と な る と き は 、 修 正 の 上 速 や か に 提 出 す る こ と
- ・ 本 表 が 2 枚 以 上 に わ た る 場 合 に は 、 右 下 に ペ ー ジ を 付 す こ と